

大阪府条例第七十八号

大阪府屋外広告物条例の一部を改正する条例

大阪府屋外広告物条例（昭和二十四年大阪府条例第七十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十五条の二（略）</p> <p>（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等）</p> <p>第二十五条の三 法第二十八条の規定により、法第三十条から第五十条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務は、茨木市が処理することとする。</p>	<p>第二十五条の二（略）</p>
<p>（事務処理の特例）</p> <p>第二十六条 法及びこの条例に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>一―五（略）</p> <p>2 法及びこの条例に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、門真市、摂津市及び東大阪市を除く。）及び町（島本町を除く。）の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。</p> <p>一―二十一（略）</p> <p>3 法に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって茨木市の区域に係るものは、茨木市が処理することとする。</p> <p>一 法第七条第一項の規定による命令に関する事務</p> <p>二 法第七条第二項の規定による措置の実施に関する事務</p> <p>三 法第七条第三項の規定による措置の実施及び費用の徴収に関する事務</p> <p>四 法第七条第四項の規定によるはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等の除却に関する事務</p> <p>五 法第八条第一項の規定による保管に関する事務</p> <p>六 法第八条第二項の規定による公示に関する事務</p> <p>七 法第八条第三項の規定による売却及びその売却した代金の保管に関する事務</p> <p>八 法第八条第四項の規定による廃棄に関する事務</p>	<p>（事務処理の特例）</p> <p>第二十六条 法及びこの条例に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市を除く。）、町及び村の区域に係るものは、それぞれ当該市、町又は村が処理することとする。</p> <p>一―五（略）</p> <p>2 法及びこの条例に基づく事務のうち、次に掲げる事務であって府の区域内に存する市（大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、門真市、摂津市及び東大阪市を除く。）及び町（島本町を除く。）の区域に係るものは、それぞれ当該市又は町が処理することとする。</p> <p>一―二十一（略）</p>

附 則

この条例は、令和七年一月一日から施行する。